

1. 開催年月日

議会運営委員会 令和6年11月27日〔水曜日〕

2. 議題

①第505回高知市議会定例会日程等について

②その他

3. 出席議員

清水おさむ 委員長

横山 公大 副委員長

大久保尊司 委員

下本 文雄 委員

神岡 俊輔 委員

岡崎 豊 委員

浜口 卓也 委員

4. 欠席議員

なし

5. 説明のため出席した者

澤村 素志 財務部長

〔午後3時56分開会〕

清水おさむ委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元に配付しています次第書のとおりです。

次第書のとおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第505回高知市議会定例会提出予定議案につきまして、財務部長から説明をお願いします。

澤村素志財務部長

それでは資料1に基づきまして、第505回高知市議会定例会に提出を予定しております議案につきまして、御説明させていただきます。

提出予定議案件数は、予算議案5件、条例議案12件、その他議案7件の計24件、報告は2件を予定しております。

このほか、開会日には、機構改革に伴う条例議案2件につきまして、追加提出をさせていただく予定としておりまして、また閉会日には、教育長の選任議案及び人権擁護委員の推薦に関する人事議案を追加提案する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

加えまして、人事院勧告等に伴います人件費関係の補正予算6件、及び給与改定に関する条例議案3件につきましては、国の動向等を踏まえまして、会期中の追加提案を予定しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは議案でございますが、Ⅰの予算議案は、令和6年度高知市一般会計補正予算など5件となっております。

Ⅱの条例議案は、高知市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案など12件

となっております。

2ページに移りまして、Ⅲのその他議案は、指定管理者の指定に関する議案など7件となっております。

そして、Ⅳの報告は、重要文化財（建造物）旧関川家住宅主屋ほか4棟保存修理工事請負契約の一部変更についての市長専決処分の報告など2件となっております。

議案及び報告につきましては、以上でございます。

続きまして、執行部が予定しております議会の日程でございますが、11月28日木曜日に招集告示、議案発送、12月5日木曜日に開会とさせていただきたく準備をしておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

清水おさむ委員長

ただいまの説明に対して、何か質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、開会日につきましては、去る9月30日に開催した議会運営委員会で予定案を協議しておりますが、その案のとおり、開会日は12月5日で、その7日前の11月28日に招集告示、議案発送ということで、よろしく願いいたします。

次に、質問戦のスケジュール等について、事務局からお願いします。

中須賀広典議事調査課長

12月定例会の個人質問につきましては、事前に各党派にお伺いしたところ、自由民主党・中道の会が5人、公明党が2人、市民クラブが4人、日本共産党が4人、参政党が0人、さきがけ高知が1人とこのことで、合計いたしまして16人ということで、この場合、12月の個人質問は4日間を考えております。

その割り振りでございますけれども、16人の場合は、4・4・4・4、1人増えまして、17人の場合は、4・4・4・4・1、この場合は5日になります。18人の場合は、4・4・4・4・2、逆に、16人から1人減り、15人になりますと、4・4・4・3、14人の場合は、4・4・4・2です。

なお、個人質問の最終日が1人、2人、3人の場合は、個人質問終了後に委員会審査となります。そのような割り振りとすることを考えております。

まずは、この個人質問の割り振りにつきまして御協議をいただければと存じます。

説明は以上でございます。

清水おさむ委員長

それでは、ただいま説明がありましたが、個人質問の日数と質問者数の割り振り、増減があった場合の取扱いについては、説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それと、私から一点お願いがございます。個人質問についてですが、申合せどおりに、それぞれ質問時間を厳守していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、閉会日までの日程と各受付の締切り等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

中須賀広典議事調査課長

資料の4ページの第505回高知市議会定例会日程(案)を御覧ください。

開会は、先ほど御確認いただきましたように12月5日の予定でございます。そして、6日と9日の2日間を休会といたしまして、個人質問は、先ほど御確認いただきましたように、10日から13日までの4日間となっております。

それから、12月13日の個人質問終了後から20日までの間の6日間以内を常任委員会としております。そのうち、12月19日を予算決算常任委員会後期全体会開催日とし、12月20日を議案整理日等としております。

そして、閉会日につきましては、去る9月30日に開催されました議会運営委員会でその予定案を協議しておりますが、その予定案のとおり12月23日を閉会日とするという日程案でございます。

それから、各受付の締切りでございますけれども、意見書の議員提出議案と請願の受付締切りが5日の午後5時でございます。

そして、個人質問の通告受付の締切りが9日の正午でございます。

それから、条例議案や決議案などの議員提出議案の受付締切りが13日の正午でございます。

予算決算常任委員会の修正案及び討論通告受付締切りが18日の午後5時でございます。

それから、議員提出議案の修正文案の受付締切りと修正案、質疑、討論の受付締切りが12月20日の午前10時ということでお願いしたいと存じます。

なお、個人質問の1番を希望されます方は、5日開会日の市長提案理由説明の後、正午までに通告書の提出をお願いいたします。

説明は以上でございます。

清水おさむ委員長

ただいまの説明に対して、何か質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、説明のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

なお、議員提出の意見書議案及び請願の受付締切りが5日の午後5時と決定いたしました。これに伴い、12月10日の個人質問の初日、12時40分から議会運営委員会を開催し、議員提出の意見書議案について、委員会送付先を決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さらに、請願文書表については、同じく12月10日の個人質問の初日に議場に配付し、その日の個人質問予定者が終わった段階で、議長から請願付託の宣告をする予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、開会日の議事日程(案)につきまして、事務局から説明をお願いします。

中須賀広典議事調査課長

資料の5ページの開会日の議事日程(案)を御覧ください。

開会は午前10時の予定でございます。すぐに開議いたしまして、日程第1として、議席の一部変更の件でございます。

これは会派の異動があったため、11月18日の代表者会で議席について御協議いただき、その御決定を受けまして、議席の一部変更をするものでございます。

現在は、議席番号でいいますと、8番が伴武澄議員、3番が楠目慎一郎議員となっております。

すけれども、伴武澄議員は8番から3番に、楠目慎一郎議員は3番から8番に変更するものでございます。

なお、当日におきましては、お二人には入場のときから、その議席番号に着席をいただきまして、その議席番号及び氏名を事務局長から朗読をいたしまして、朗読したとおり議席の一部変更してよろしいかという諮り方をするものでございます。したがって、議席が変更となった後の移動の必要はございませんので、その点、御注意をお願いいたします。

日程第2といたしまして、会期の決定を議題といたします。先ほど御確認いただきましたように、12月5日から12月23日までの19日間とするものでございます。

日程第3といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会は、山根堂宏議員、横山公大議員、吉永哲也議員のお三方をお願いいたします。

続いて、事務局長から諸般の報告を行います。市長から議案、報告書等の提出があったという内容でございます。

次に、日程第4といたしまして、先ほど財務部長から説明がありました議案26件を上程し、市長から提案理由説明を行っていただきます。

そして、12月6日、12月9日の2日間の休会議決を行って、延会という開会日の議事日程（案）でございます。

以上でございます。

清水おさむ委員長

ただいまの説明に対して、何か御質問等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいまの説明のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで、執行部は退席いたします。

〔執行部退室〕

それでは、次第書2のその他の(1)高知市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

この件につきましては、各委員とも各派の代表者からお聞きになっていると思われませんが、最初に議長から、代表者会で協議した内容についてお伝えいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

平田文彦議長

まず、全国市議会議長会の動きからお伝えいたしますと、今年の2月に全国市議会議長会において、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例が改正されました。

標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正部分については、大きく捉えると、デジタル手続に係る部分とデジタル手続に直接関係のない部分に分けることができますが、令和6年9月6日に開催されました代表者会において、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正部分のうち、デジタル手続に係る改正部分については、まずは事務局が他市議会の規定と運用実例等を調査し、必要となる全ての規定と運用方法の案を議員に提示し、その後、今後の方針を検討していくということに全会一致で決定したところです。この件につきましては、今後、まずは事務局のほうで調査や研究を行っていただく予定となっております。

そして、標準市議会会議規則の改正部分のうち、ICTやデジタル化に直接関係しない軽微な修正や文言の修正、会議録の配布等に係る改正部分に関しては、事務局が整理して、たたき台を作成し、議会運営委員会で協議していく方針について、全会一致で決定したところです。

代表者会の協議結果の報告は以上となります。

清水おさむ委員長

ただいま議長から、代表者会の協議内容とその結果を御説明いただきました。

この代表者会の協議を踏まえ、事務局がICTやデジタル化に直接関係しない部分について整理し、本委員会が審査するためのたたき台を作成しておりますので、説明してもらいます。

中須賀広典議事調査課長

資料の6ページを御覧ください。

高知市議会の会議規則の改正案となっております。

まず、この案の概略を私のほうから御説明いたします。

標準市議会会議規則の改正部分のうち、ICTやデジタル化に直接関係しない修正の中には、少し詳しく申し上げますと、軽微な修正、文言の修正、条文の解釈の上でより分かりやすくするような修正、他議長会、他議長会というのは、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会のことですが、こちらに合わせた規定とする修正、他の法令等の改正に伴う修正などがございます。

それに加えまして、今回、会議録の配布に関して、紙ベースの会議録と電子ファイルの会議録を選択することができるように、高知市議会会議規則を改正する案となっております。なお、この会議録の配布に関しましては、各会派の代表の皆様アンケート調査をした際には、紙と電子ファイルを選択できるように改正することに問題はないという回答を全会派からいただいております。

以上、概略を御説明いたしました。詳しい改正内容につきましては、廣瀬法務担当管理主幹から御説明いたします。

廣瀬章人課長補佐兼法務担当管理主幹

続きまして、条項ごとに改正内容について御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

この表は、左側から、現行規定、改正後の規定、改正理由を条文ごとに表しています。

それでは、順次、説明させていただきます。

まず、第10条の開議時刻等についてですが、第2項に、議長は、必要があるときは、開議時刻を変更することができる」と規定しているところを、議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、開議時刻を変更することができる」とし、現在の第3項を第4項とし、新たに第3項を設けます。この第3項は、会議中でない場合の開議時刻の変更について定めるものですが、これは、会議前と会議中に分けて、開議時刻の変更の取扱いを明確にするため、全国市議会議長会の標準市議会会議規則の規定に合わせて改正するものです。

次に、第29条の投票についてですが、議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入すると規定しているところを、投票の実務上の取扱いに沿って、議員は、議長の指示に従って、順次、投票すると改正するものです。こちらも全国市議会議長会の標準市議会会議規則の規定に合わせています。

次に、第85条の会議録の配布についてですが、印刷して配布すると規定しているところを、

電磁的記録での提供を考慮しまして、印刷しての部分の削り、電磁的記録の提供を含む配布とするよう改正するものです。

続きまして、第88条の会議録の保存についてですが、保存年限は、永年と規定しているところを、保存期間は、常用とするものです。これは、高知市公文書等の管理に関する条例の施行によりまして、文書の保存区分に永年の区分がなくなったことや、議会では実務上、会議録を常用文書として取り扱っていることから改正するものです。

なお、常用文書とは、職員が業務に常時利用するものとして、継続的に保存すべき公文書のことを指しております。

次に、第89条の請願書の記載事項等ですが、新たに第5項を設けます。内容は、議員が請願の紹介を取り消そうとする場合に、会議の議題となった後は議会の許可を、会議の議題となる前は議長の許可を得なければならないとするものですが、これは、昭和49年2月5日の行政実例により、この規定が全国市議会議長会の標準市議会会議規則で新設されたため、改正するものです。

次に、第91条の請願書の撤回ですが、これは軽微な字句の修正を行うものです。規定中の文言を修正するものです。

次の7ページを御覧ください。

第92条の請願の委員会付託ですけれども、第1項のただし書を削り、新たに第3項として、委員会の付託は、議会の議決で省略することができるという規定を設けます。これは、委員会は議案、請願等を審査するとの地方自治法の規定から、請願の付託省略には、議長の判断ではなく、議会の議決が必要という全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会の規定に合わせて改正するものです。

次に、第94条の陳情書等の処理ですが、陳情書又はこれに類するものについて、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理すると規定しているところを、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理とするものです。これは、請願とするかどうかの判断は、議長に裁量権があるとの名古屋高裁の裁判例に沿った形に改正するものです。

次に、第99条の決定書の交付ですが、こちらは地方自治法に同様の規定があることから、今回削除するものです。

最後に第106条の2の代理弁明についてですが、議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができるという規定を新たに設けます。この規定は、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会に同様の規定があるため、それに合わせて新設するものです。

説明は以上です。

清水おさむ委員長

事務局から説明がございましたが、本日、初めて事務局案を提案したところでございます。各委員におかれましては、精査したいところもあるのではないかと思います。

今回は、一度持ち帰っていただき、様々な角度から精査をしていただきまして、12月定例会中の議会運営委員会において、各委員から修正点があるのかどうかを含めた御意見等をお聞きし、最終的には、この議会運営委員会で一致した議案内容となった後に、議会運営委員の皆様を提案者として、本会議に議員提出議案として提出したいと考えておりますが、それによろし

いでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。そのほかに何か皆様からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特になさうです。以上で議会運営委員会を閉会いたします。

〔午後 4 時16分閉会〕